

都城市立中霧島小学校いじめ防止基本方針

平成30年6月19日改訂

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成30年4月に「都城市いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「都城市立中霧島小学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・・ 2
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) いじめにへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 地域や家庭との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (5) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策のための組織・・・・・・・・・・ 4
- 2 いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) インターネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・ 7
- 3 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 組織的な指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 校内研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 校務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実・・ 8
- 4 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・・・ 9

【参考】別紙1～4

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの理解

いじめは、どの児童にも起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することも少なくない。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることに配慮する。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかり守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考え、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

(4) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、地域との連携促進や、学校運営協議会制度を活用し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(5) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導，保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活，環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療，指導・助言

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等の対策ための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「すこやか会議（いじめ不登校対策委員会）」を設置する。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。また、月に1回程度、児童との教育相談をもつなど、児童の意見を積極的に取り入れていく。

【構成員】

全職員

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1参照

(1) いじめの防止

ア 児童生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 異学年交流会の実施
- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進

(イ) 児童が学ぶ機会を児童自身の手で企画実施する。

- 児童会によるふれあい祭りや運動会など学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の研究会の実施

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定

(ウ) 教科、道徳、学級活動等の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

- 教科や道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙 2, 3 参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

- 学校独自のアンケートの実施
- 県下一斉のアンケートの実施

エ すこやか会議において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- すこやか会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※別紙 4 参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はすこやか会議において職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにすこやか会議を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問調査実施により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する必要があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時すこやか会議で決定する。

- 事実関係が把握された時点で、すこやか会議において、指導及び支援の方針を決定する。
- すこやか会議や関係職員と連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネットいじめとは

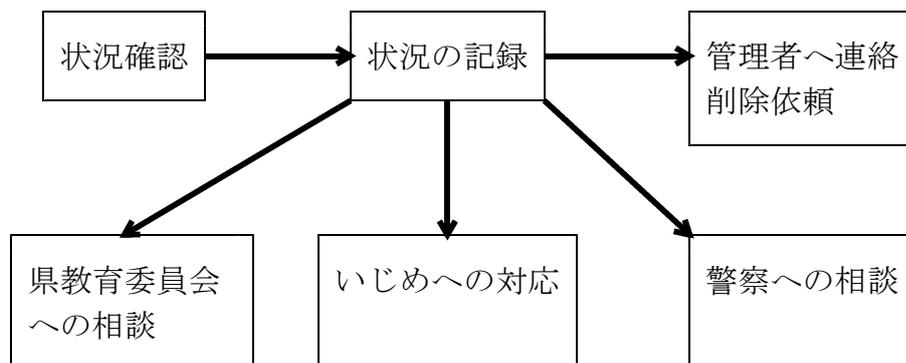
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした非行防止教室などで、ネット社会についての学習（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ インターネット上のいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、すこやか会議による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校の基本方針について、学校経営案内上で公表する。

別紙 1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組む。

	項 目	時 期
いじめ防止のための措置が主体となった活動	○ 異学年交流会の実施	4月下旬, 3月上旬
	○ 学級活動での話し合い活動の実施	毎月1回
	○ 縦割り清掃活動の実施	通年
	○ ボランティア活動の推進	通年
	○ 特別活動等における児童同士の相談活動の推進	毎月1回
	○ 児童会によるふれあい祭や運動会など学校行事の企画提示	9月上中旬, 10月中旬
いじめの早期発見の措置	○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
	○ 職員相互の研究会の実施	学期1回
	○ 教育相談週間の設定	4, 5, 6, 9, 11, 2月
	○ 教科, 道徳, 学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	年3回(6月, 11月, 1月) ※ 教科(単元計画に基づく)
	○ 外部講師による講演会の実施	年1回
	○ P T A総会での学校の方針説明	4月
いじめの早期発見の措置	○ 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告	学期1回
	○ 保護者を対象とした研修会の開催	8月
	○ 児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2, 3参照	通年
	○ 教育相談週間の設定	4, 5, 6, 9, 11, 2月
	○ 学校独自のアンケートの実施	4, 5, 6, 8, 10, 1月
	○ 県下一斉のアンケートの実施	12月
いじめの早期発見の措置	○ すこやか会議での情報の共有	通年
	○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ	通年
	○ 過去のいじめ事例の蓄積	通年

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。

別紙 2

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	点 検	サ イ ン
登校時 朝の会		遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり，期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後，遅れて入室してくる。
授業中		保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机回りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して，突然個人名が出される。
休み時間等		給食にいたずらをされる。 給食時にグループを作る際，周囲の机と離されている。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等		慌てて下校する。または，用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり，持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら，積極的に児童の中に入り，コミュニケーションを増やし，状況を把握する。

点 検	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり，ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ，周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと，不自然に分散する。 自己中心的な行動が目立ち，集団の中心的な存在の児童がいる。

別紙 3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

点検	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

点検	サイン
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。 成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

